

○岸和田市環境審議会規則

平成25年 3 月29日規則第37号

改正

平成29年 3 月21日規則第 3 号

平成29年 3 月27日規則第 4 号

令和 2 年 3 月31日規則第 7 号

岸和田市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、岸和田市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第 3 条 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 審議会の委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、審議会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第 7 条 審議会の事務局は、市民環境部環境保全課に置く。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあつては、市長が会議を招集する。

(岸和田市環境保全条例施行規則の一部改正)

- 3 岸和田市環境保全条例施行規則（平成15年規則第36号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年 3 月21日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月27日規則第 4 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第 7 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。